

令和4年第6回（9月）佐渡市議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月9日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和4年9月9日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第62号から議案第89号まで
- 第 6 請願第2号、請願第3号、陳情第3号、陳情第6号及び陳情第7号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	坂下善英君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	佐藤孝君	20番	駒形信雄君
21番	近藤和義君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	新発田靖君	総務部長	中川宏君
企画財政部長	猪股雄司君	市民生活部長	金子聡君
社会福祉部長	吉川明君	地域振興部長	石田友紀君

農林水産部長	本 間 賢 一 郎 君	観光振興部長	岩 崎 洋 昭 君
建設部長	清 水 正 人 君	教育次長	磯 部 伸 浩 君
消防長	羽 二 生 正 博 君	会計管理者 (兼会計課長)	本 間 智 子 君
上下水道長	森 川 浩 行 君	両津病院 管理部長	伊 藤 浩 二 君
選挙管理 委員会 事務局長	甲 斐 由 紀 夫 君	代監査委員	渡 部 直 樹 君
監査委員 局長	齊 藤 昌 彦 君	農業委員 会長	齋 藤 修 君
企画財政部 副部長 (兼財政課長)	平 山 栄 祐 君		

事務局職員出席者

事務局長	中 川 雅 史 君	事務局次長	齋 藤 壯 一 君
議事調査 係長	数 馬 慎 司 君	議事調査係	余 湖 巳 和 寿 君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（近藤和義君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第6回（9月）佐渡市議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（近藤和義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今期定例会の会議録署名議員は、10番、上杉育子君及び12番、山田伸之君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（近藤和義君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長、金田淳一君。
〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕
- 議会運営委員長（金田淳一君） おはようございます。去る9月6日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、御報告いたします。
会期については、本日から9月28日までの20日間といたします。
会期日程については、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。
本日は、この後諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託等を行い、散会いたします。散会後は、各派代表者会、議会運営委員会を開催いたします。
12日及び13日の午前は、10時から議会基本条例検討特別委員会を開催いたします。
13日午後1時30分からは、人口減少対策調査特別委員会を開催します。
14日から16日までが一般質問、20日から22日までが常任委員会審査であります。
26日は、議案調査日といたします。
27日は、午後1時30分から議会広報特別委員会を開催し、午後3時には常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、午後3時40分を目途に議会運営委員会を開催いたします。
28日は、午後1時30分から委員長報告、議案の採決など、今期定例会最終日の議事を行います。
以上です。

- 議長（近藤和義君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から9月28日までの20日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は20日間に決定いたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（近藤和義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る8月30日議長室において、荒井眞理議員が8月10日の産業建設常任委員会及び8月12日の議員全員協議会を正当な理由なく欠席したことについて、議長から本人に嚴重注意をしました。議員各位においても、議会の規律を遵守して公務に務めるようお願いいたします。

その他の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（近藤和義君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、令和4年第6回（9月）佐渡市議会定例会に当たりまして、同年第5回（6月）佐渡市議会定例会後の報告案件について、御報告を申し上げます。

まず、今定例会における報告事件についてです。

報告第13号及び第14号につきましては、議会の委任事項である損害賠償の額を定めることについて、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

報告第15号 令和3年度佐渡市一般会計継続費精算報告書につきましては、継続費を設定しました佐渡中央文化会館整備事業及び佐渡島開発総合センター整備費が令和3年度で完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

報告第16号 令和3年度佐渡市病院事業会計継続費精算報告書につきましては、継続費を設定しました両津病院基本設計等支援業務及び両津病院基本設計業務が令和3年度で完了いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告するものです。

報告第17号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものですし、報告第18号 令和3年度決算に基づく資金不足比率につきましても、同法第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものです。

報告第19号から報告第21号までにつきましては、佐渡市が出資する法人の決算に関する書類及び事業計画を提出するものでございます。

続きまして、6月定例会後の本市における主な出来事について、行政報告をさせていただきます。

1、新型コロナウイルス感染症について。新型コロナウイルス感染者の発生状況は、7月から第7波の影響により、感染者が連日発生している状況であり、特に島内において、お盆前後から1日100人を超える感染者が発表されております。そのような状況を受け、事業者の皆様、イベント開催者の皆様には、福祉施設等の職場やイベント等における感染防止拡大対策の徹底を、さらに帰省や観光で来島される皆様や

市民の皆様には、感染リスクの高い行動を控えるなど、熱中症に十分注意しながら、基本的な感染予防対策の実施をお盆前後からお話しし、呼びかけてきたところでございます。しかしながら、いまだ減少傾向は見受けられない状況でございます。そのため9月8日新潟県保健所、佐渡総合病院、佐渡市、この3者による感染の対策の徹底を改めてお願いをしたところでございます。

ワクチン接種につきましては、4回目の接種を進めているところであり、60歳以上の方の接種率は約60%となっております。まだ接種をされていない方には、お早めに接種いただけるよう引き続き呼びかけてまいります。また、改めて8月30日に、県のBA.5対策強化宣言の発令に伴い、高齢者を守るための行動を市民、事業者、観光事業者、イベント関係者等へお願いを申し上げているところでございます。市民の皆様におかれましては、改めて場面に応じたマスクの着用等、一人一人の基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

2、「佐渡島の金山」の世界遺産登録について。去る7月28日に末松信介文部科学大臣から、世界文化遺産の登録を目指している「佐渡島の金山」について、令和5年2月1日の提出期限に向けて、ユネスコに推薦書を改めて提出する旨の発表がございました。世界遺産登録の早期実現を目指し、国指導の下、新潟県と連携の上、できる限りの取組を進めていただけて大変残念ではございます。また、8月7日には末松文部科学大臣が市役所を訪れ、再提出に至った経緯等について、構成資産の一部である西三川砂金山の導水路の説明について、ユネスコ側と見解の相違があったとの説明を受けました。会談後には、「佐渡島の金山」の構成資産である相川金銀山とユネスコから説明が欠落していると指摘があった西三川砂金山の導水路跡を視察いただき、佐渡独自の伝統的手工業の歴史的価値について、改めて認識をいただいたと考えております。なお、今後につきましては、推薦書の再提出に向けて、結束してオールジャパンでやっていくという前向きな御発言もいただいたところでございます。また、永岡新文部科学大臣からも8月29日になりますが、「国として、政府として、しっかり取り組んでいきます。しっかりと準備をしていきます」ということで、直接私宛てにお電話をいただいたところでございます。世界遺産登録に向けて、「佐渡島の金山」の世界遺産としての文化的な価値に対しては、全く問題ないと考えております。「佐渡島の金山」早期の世界遺産登録実現に向けて、国や新潟県と連携し、全力で取り組んでいきたいと考えております。皆様方からこれまで以上の御理解と御支援をお願い申し上げるところでございます。

3、小木一直江津航路へのカーフェリーえひめの導入でございます。まず、7月29日に佐渡航路確保維持改善協議会が開催され、佐渡汽船の小木一直江津航路へのカーフェリーえひめ導入の事前協議書について審議をされ、導入を進めるところで承認されたところでございます。おとといの新聞報道によりますが、購入についておおむね同意ができたというお話をいただいております。この後の手続次第で、正式な報告をいただけるものと考えているところでございます。また、議員全員協議会等で御説明をしたところでございますが、同日7月29日、佐渡汽船社長から新潟県知事、上越市長、佐渡市長宛てに、小木一直江津航路のカーフェリー導入に関わる支援要請もございましたことも併せて御報告をさせていただきます。小木一直江津航路へのカーフェリー再導入につきましては、これまで多くの島内企業、各種団体から要望いただき、佐渡市としても早期再導入の要望をしてきたところでございます。今回のえひめ導入は、小木一直江津航路の活性化のみならず、主に冬期になりますが、ドック時のカーフェリー1隻体制の解消、ジェットフォイル予備船の確保、またジェットフォイルのドック時におけるダイヤの確保、こういう点から、

年間を通じて、佐渡航路の安定的な運航が確保されるものというふうに期待をしておるところでございます。支援要請につきましては、今後新潟県、上越市、佐渡汽船と様々前向きに協議をしながら、状況に合わせて議会にも御相談を申し上げて、判断をしていくというふうに考えているところでございます。

4番でございます。特別養護老人ホーム歌代の里の民間移行に伴う事業者の選定でございます。特別養護老人ホーム歌代の里の民間移行に伴う事業者の選定につきましては、5月13日から7月29日まで、事業者の再公募を行い、島外3事業者の応募は受け付けましたが、その後1事業者の辞退を受け、8月27日に開催した佐渡市高齢者等福祉保健審議会において、2事業者の審査を行い、事業者を選定しております。選定事業者は、新潟県を拠点として介護、福祉事業の運営実績のある社会福祉法人勇樹会を選定したところでございます。今後のスケジュールにつきましては、選定事業者との必要な事務手続を経て、令和4年度に土地造成工事、令和5年度から建築工事を行い、令和6年9月の新規開設を予定しておるところでございます。

5、高校生議会の実施について。去る8月18日にこの本会議場をお借りし、今年度で2回目となる高校生議会を開催いたしました。今年度は、佐渡高等学校、佐渡総合高等学校、羽茂高等学校、佐渡中等教育学校から13名の生徒が参加し、「今、私たちが考える佐渡の未来」をテーマに、高校生ならではの視点で、観光資源についての情報発信、商店街の活性化、スポーツ振興、地産地消の推進などの御提案や御意見をいただき、4つのグループと議論を行ったところでございます。また、高校生議会に先立ちまして、3月3日に佐渡中等教育学校、6月22日には羽茂高校で、7月26日には佐渡総合高校で、昨年包括連携協定を結んだ長岡技術科学大学の御協力を得て、SDGsについて御講義をいただき、高校生の学びを深めてきたところでございます。これらの活動を通じまして、佐渡の未来を考えていく中で、佐渡の課題や現状をより深く学ぶことで、「佐渡を知り、愛し、誇りとし、社会的自立を目指す人づくり」につながるものと考えております。今後は、高校生議員からいただいた御提案や御意見も参考にしながら、庁内でしっかり議論をし、施策への反映も含めて考えてまいりたいと考えているところでございます。

6番でございます。小・中・高校生の活躍について。市内小・中・高校生の明るい話題が続いております。スポーツでは、小学生が空手と柔道で、中学生が空手と女子バレーボールで全国大会出場の権利を勝ち取ったところでございます。また、中学女子野球で県選抜に選出され、全国大会に出場した生徒もいらっしゃいます。高校生では、佐渡高校相川分校のバスケットボール部と総合運動部が全国高等学校定時制通信制体育大会に出場し、バスケットボール部は見事準優勝という快挙を成し遂げました。また、総合運動部も決勝に進んでいるという報告を受けてございます。先月本市で開催された第13回全国離島交流中学生野球大会では、佐渡市中学生1・2年生選抜チームが地元優勝を飾り、3年生の活躍も合わせまして、各世代でのスポーツへの活躍が目立っております。また、文化では羽茂高校郷土芸能部が東京都で開催された全国高等学校総合文化祭に出場したところでございます。佐渡の学生の活躍する姿が市民の皆様の活力につながるものとして期待をしているところでございます。

以上6件について行政報告とさせていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（近藤和義君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 報告案件に対してお尋ねをいたします。

いわゆる第三セクターとも言われる報告第19号、第20号、第21号についてであります。今回は、必要な書類がそろっているようでございますが、まず何を聞きたいかという、総務省のほうでも、第三セクター、出資をしている団体についての財政比率が高まるのではないかとということで、単年度の調査報告も全国的に出ています。もちろんこれも入っていることになるのですが、まず出資の比率はそれぞれ何%なのか。

2番目は、第19号である真野自然活用村公社の経営状況を見てみますと、今年度は非常に高いあれになっていませんか。昨年度の実績が体験参加者1,164人に対して、何か過大になっているように見えるのだけれども、その辺は大丈夫なのかということをお尋ねしたいと思います。

また、同じように赤泊振興公社のことについても、昨年度の反省の上にこうなって、それなりに増えていますよね。この辺は今コロナ禍、円安という中で、これ大丈夫なのかと私は思うのだけれども、その辺はどのように判断をされていますか。それが1点目です。

2点目は、1年前はコロナ禍で大変だから、指定管理者に対して燃油代の補填とかをやっていたわけだけれども、第三セクターも市の仕事を代わりにやっているわけだから、一定程度何か要るのではないかとしたら、一般社団法人法が変わったときに、もうやらないみたいなことを決めたのだが、いずれにしても考えていきますということだったのですが、あれから1年、非常にウクライナの問題、円安の問題、コロナの問題でやっぱり厳しいと思うのだ。いずれにしても、市長は検討しますという答弁だったのだけれども、どのように検討されて、令和4年度の方針に生かされているのですか。

○議長（近藤和義君） 本間農林水産部長。

○農林水産部長（本間賢一郎君） それでは、御説明いたします。

まず、出資比率でございます。羽茂農業振興公社が90%、赤泊振興公社が94.9%、真野自然活用村公社が88.7%、それぞれ出資金額は羽茂農業振興公社が2,700万円、赤泊振興公社が1億250万円、真野自然活用村公社が900万円となっております。

続きまして、真野自然活用村公社の決算の内容についてでございます。コロナの状況ということで、実際に教室の体験参加者であったり、その他の事業については、やはり昨年度より落ち込んでいるところがございます。しかしながら、決算のところをいくと、昨年度よりいいのではないかと御指摘だと思っておりますが、それについては補助金であったり、その他の諸収入の部分が増えておりまして、真野自然活用村公社の黒字決算ということにつながっております。また、赤泊振興公社分についてでございますけれども、こちらのほうも、やはり令和2年度に比べても、昨年度は若干落ち込んでおりますけれども、補助金の額であったりということが増えたということで、決算のほうは好転しているということになります。

以上です。

○議長（近藤和義君） 燃油の支援は、どなたが答弁しますか。

市長、渡辺竜五君。

○市長（渡辺竜五君） 財団に対する支援というお話だと認識をしましたが、まず羽茂農業振興公社は、公益財団法人でございますので、一定程度運営に対する支援は当然必要だろうと思っております。しかしながら、公社の性格上、コロナであるとか、そういうものに大きな影響を与えるわけでないという認識でござ

ございますので、補助等はないということでございます。赤泊振興公社と真野自然活用村公社につきましては、基本的には一般社団法人ということで、自立して運営するということが一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の変更のときの認識であったというふうに私は考えております。そういう点で、これが公の仕事になるのかどうかというのも、私自身は非常に微妙な点もあると思っておりますし、そういう中で必要に合わせた形で、一般の民間と合わせたような形での支援ということで取り組んでいるというのが現状でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今市長の答弁のほうでちょっと気になったので、物の書いたものを読みますが、公共サービスに準じた事業を展開する団体で、これらの出資団体は行政の補完的な役割として、柔軟かつ効率的な住民サービスの提供を行うことが趣旨だと。だから、先ほど98%とかにしているわけなのであって、例えば丸抱えの文化財団なんかも、独り立ちしろといったら無理だと思うのだけれども、これちょっと違うのではないかと。というのならば、出資はくれて、佐渡市は引き下がればいいと思うのだが、それはどうなのか。今まで何回もこれを取り上げてきていますが、総務省自身が第三セクター出資法人に対する行政としての考え方をしっかり持ちなさい、関与の仕方を持ちなさいよと。やっぱりそのルールがなければいけないと言ってきたのだけれども、今のが市長の答弁だということになるのだけれども、それでいいのか。もうちょっと聞きたいのが、例えばおとしよりもよかった云々というのだけれども、赤泊振興公社は令和3年度の実績は、宿泊数1,448人でしょう。令和4年度は4,500人になるというのでしょうか。日帰りの利用者が1,707人の実績に対して、これが6,500人に今年度増えるというのだ。温泉利用者についてはあまり増えないということなのだけれども、私が言うと課題なのかどうかも含めて、これでやるということは、経営がどうなるかという話だから、これでいいのかと聞いている。一般的なG o T o トラベルだ何だかんだという中で、回復するということなのだろうけれどもということで聞いた。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 以前私が担当のとき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の大幅な改正がございました。その中で、一般社団法人として一定程度寄附になるのですが、佐渡市からの資本が入っているかどうかという点も併せて、一般的な民間の財団法人として動いていくのか、それとも公益財団法人のほうで動いていくのか、そういう点を様々な形を議論した上で、真野自然活用村公社と赤泊振興公社については、民間事業として取り組んでいくという形で、一般社団法人として進んできて、そして羽茂農業振興公社につきましては、公益の財団法人として残すという判断をしたというふうに考えております。そういう点でございますので、公益性がゼロではないというふうに私も考えておりますが、基本的にはやはり民の形で取り組んでいただくということを一つのベースにしながら取り組んでいるということをお話を申し上げたというところでございます。

○議長（近藤和義君） 本間農林水産部長。

○農林水産部長（本間賢一郎君） 御説明いたします。

令和4年度の事業計画で、先ほどの4,500人であったりの数字になっているということだと思います。これについては、平成30年度当時の数字が宿泊者で4,440人あるいは日帰り利用者で6,400人、こういった数字を基に立てているものでありますけれども、今年度の事業の内容からいくと、決算のほうも少し危惧

されるとは思っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 中川直美君の3回目の質疑を許します。

○18番（中川直美君） 後段からいきますが、無理があるという声も飛んだのだけれども、令和4年度が平成30年度並みに回復できるのですか。つまり私が言いたいのは、この過大な計画を立てることによって、事業もいろいろなことによって、財政リスクが生じると。総務省のことで言うならば、出資法人については、親元はある意味行政なのだから、総務省の通知の中で言っているのだけれども、行政にリスクが来ることがあり得るから、きちんとした指針や方針を持ってやりなさいというのを平成26年頃から総務省が出しているわけだ。佐渡市としての指針はないが、この2つの公社については、過去にそう決めたということなのだと思うのです。昨年度の決算でもこの中身は担当課とも大分やり取りしたのだけれども、そうすると、こういう出資団体というのは、かなりの数が佐渡市の中にあるわけだけれども、総務省が言うような指針なり、関わり方は、決めた指針をそれぞれ持っているということでもいいですね、総務部長。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

指針という形できちんとした書き物にはなってございませんけれども、そういった方針、総務省等の指針に基づきまして対応するというので、市のほうでは現在も対応しているところでございます。

○議長（近藤和義君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） 世界文化遺産のことについて質疑いたします。

佐渡金山の文化的価値に全く問題ないというところは、同意なのですけれども、ユネスコから欠落しているところは、導水路だというふうに指摘されて、それを今書き直ししているということなのですけれども、これについてフルストーリーが求められているというところは問題ないというのをこの間議員全員協議会で文部科学省やユネスコの関係の組織に何か聞いているのかといったとき、それはないということだったのですが……

○議長（近藤和義君） 荒井真理君に申し上げますが、今の報告事項にそのことはありましたか。報告事項に対する質疑を今受けています。

○13番（荒井真理君） ユネスコから欠落していると。

○議長（近藤和義君） 行政報告ではなくて、今市長の報告に対する質疑を受けていますが、項目はありましたか。その件については議員全員協議会で報告しておりますので、本会議では質疑は受けないという申合せになっていると思うのですが、それでよろしいですか。

○13番（荒井真理君） はい。

○議長（近藤和義君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 先ほどの中川議員の関連質疑ということで伺いたいのですが、真野自然活用村公社についてです。こちら報告に上がってきている資料を見ての質疑ということでやりたいのですけれども、今債務超過の状況ではあるのですが、前年に比べて200万円ほど数字が改善されているということは、非常に苦しい中大変御苦労されておりますし、御健闘されているのだなということが読み取れます。ページでいうと、20ページのところで先ほども農林水産部長のほうから答弁がありましたが、諸収入のところで、

補助金収入として、前年度に比べて600万円ほど増えております。こちらの中身についてなのですが、恐らく先日決算資料の関連の中で資料が届いたのですが、有人国境離島の雇用拡充の補助金を使っているからだろうと思っております。その部分で、単年度申請でかつ人を雇用しての補助金なので、次の年度、つまり今年度、令和4年度はその部分も企業が見なければいけないので、結構大変なのではないかなということはこの資料の中で推測します。ただ、昨年度に比べればその観光のほうは回復しているという話もあります。だから出資企業なので、どの程度事業者との話というのができているのかなと。こちらの当初の予算、それから計画というものが出されているのですが、そのとおりに推移しているかと、そのヒアリング、その状況がどうなのかというのを確認させていただきたいです。

○議長（近藤和義君） 本間農林水産部長。

○農林水産部長（本間賢一郎君） 御説明いたします。

真野自然活用村公社につきましては、令和元年度の債務超過に対して、現在昨年作成した経営健全化方針に取り組んでいるところであります。その中で、令和3年度にある程度利益の出た決算が出てきたということは喜ばしいことだと思っておりますし、また会議の際には、私どもの担当者が行って、状況を確認はしてきております。しかしながら、そもそも真野自然活用村公社につきましては、公益目的計画による支出を令和2年3月31日に終えておまして、今は一般の企業という認識で私ども捉えております。しかしながら、出資しているという事実は残りますので、先ほど言った債務超過に対しての経営健全化方針については、見守っていきたいと思っております。

○議長（近藤和義君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第62号から議案第89号まで

○議長（近藤和義君） 日程第5、議案第62号から議案第89号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第62号から上程をさせていただきます。

議案第62号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国が推進する妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和、その他所要の措置を規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第63号 佐渡市企業版ふるさと納税基金条例の制定について。本案は、地方創生の取組を推進していくに当たり、企業版ふるさと納税制度を活用した寄附活動において、当該寄附を基金に積み立てることにより、寄附金の継続活用を可能とするため、基金の設置に必要な条例を制定するものでございます。

議案第64号 佐渡市地域医療基金条例の制定について。本案は、佐渡医療圏が国の重点支援区域に選定され、財政的支援として、病床機能再編支援事業給付金が交付されることに伴い、これを財源として、今

後の佐渡医療圏における持続可能な医療提供体制の構築に活用するため、基金の設置に必要な条例を制定するものでございます。

議案第65号 佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、不足する医療従事者の確保を目的に行ってきた奨学資金貸与について、これまでの貸与実績等を鑑み、対象を看護職員に限定し、引き続き人材確保を推進していくため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第66号 佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の改正により、借地借家法の一部改正が施行されたことに伴い、条例中において頂ずれが生じたため、条例の一部改正するものでございます。

議案第67号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ15億8,923万6,000円を追加するものです。補正内容は、コロナ禍における原油価格、物価高騰対策に伴う事業の経費を計上するほか、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止対策、産業振興と雇用の促進及び地域経済の活性化等に要する経費を計上するとともに、基金管理費、診療所補助事業及び普通建設事業などを計上するものでございます。

また、歳入では国県支出金、繰越金、諸収入及び市債などを増額計上し、地方交付税を減額計上するものでございます。

議案第68号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ68万4,000円を追加するものです。主な補正内容は、人事異動に伴う人件費等を増額計上するものでございます。

議案第69号 令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ215万3,000円を追加するものです。主な補正内容は、歳入では前年度決算に伴う繰越金の増額計上、歳出では人事異動に伴う人件費の減額、前年度保険料精算に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額を計上するものでございます。

議案第70号 令和4年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ2億1,446万円を追加するものです。補正内容は、人事異動等及び令和3年度決算により、歳入では一般会計繰入金金の減額及び繰越金の増額を計上し、歳出では人件費の減額及び給付準備基金積立金並びに国庫負担金の精算返還金の増額を計上するものでございます。

議案第71号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ1,443万1,000円を追加するものです。補正内容は、人事異動等及び令和3年度決算により、歳入では一般会計繰入金及び繰越金等の増額を計上し、歳出では人件費及び一般会計繰出金の増額を計上するものでございます。

議案第72号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ3,685万9,000円を追加するものです。補正内容は、人事異動等及び令和3年度決算により、歳入では一般会計繰入金及び繰越金等の増額を計上し、歳出では人件費及び一般会計繰出金の増額を計上するものでございます。

議案第73号 令和4年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を4,319万3,000円増額し、収入総額を15億8,297万2,000円に、支出を3,203万2,000円増額し、

支出総額を18億7,837万2,000円に、資本的収支について、収入を1億1,021万円増額し、収入総額を4億370万9,000円に、支出を1億25万6,000円増額し、支出総額を3億4,412万6,000円とするものです。主な補正内容は、人事異動に伴う人件費の補正、両津病院でのリウマチ外来及び相川診療所での整形外科外来開始による補正、両津病院地域包括ケア病床導入後の支援業務継続による補正、両津文化会館解体事業費増による補正、医療機器備品購入による補正を計上するものでございます。

議案第74号 令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を36万円増額し、収入総額を26億3,475万円に、支出を630万1,000円増額し、支出総額を26億4,069万1,000円に、資本的収支について、支出を18万7,000円増額し、支出総額を22億8,811万円とするものです。主な補正内容は、収益的収支及び資本的収支における人事異動に伴う人件費の増額を計上するものでございます。

議案第75号 令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支について、支出を26万2,000円増額し、支出総額を32億2,663万6,000円に、資本的収支については、収入を140万円増額し、収入総額を16億3,381万円に、支出を497万5,000円減額し、支出総額を22億9,149万3,000円とするものです。主な補正内容は、収益的及び資本的収支における人事異動に伴う人件費等の増減及び資本的収支における財政支援措置拡充に伴う企業債の増について計上するものでございます。

議案第76号から議案第86号までは一括して御説明をいたします。

議案第76号 令和3年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第77号 令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第78号 令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第79号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第80号 令和3年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第81号 令和3年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第82号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第83号 令和3年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第84号 令和3年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第85号 令和3年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第86号 令和3年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、以上11議案は令和3年度佐渡市一般会計及び特別会計における歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

議案第87号から議案第89号まで一括して御説明をいたします。

議案第87号 令和3年度佐渡市病院事業会計決算の認定について、議案第88号 令和3年度佐渡市水道事業会計決算の認定について、議案第89号 令和3年度佐渡市下水道事業会計決算の認定について、以上の3議案につきましては、令和3年度佐渡市企業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤和義君） 暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（近藤和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

議案第62号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 議員全員協議会のときも提案理由の説明がありましたが、いわゆる会計年度任用職員への対応ということです。基本的に同一労働同一賃金のような一因もあって、会計年度雇用職員の賃金が均衡化してきたというのは分かるのですが、会計年度任用職員の場合は、雇用契約は1年ということです。その前に分かりやすく言えば、育児や介護、出産あるいは不妊治療などのことが起きた場合に、その方も取れるということなのだけれども、当然有給になるのだらうというふうに思うのですが、その場合1年ですから、例えば12月から短期休暇を取ろうとした場合に、年度切れになります。そうなった場合はどうなるのですか。例えば会計年度ですから、4月から始まって3月まで、ところが12月に出産とか、不妊治療とかで多分今回有給で3か月休暇が取れるわけだ。そうすると、雇用期間というのは切れるのだけれども、それが3か月、4月までいくのかもしれないけれども、そういうような問題は一体どうなりますか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

今ほどの件につきまして、今までは子供が1歳6か月に達するまでということで、そういった1年6か月の雇用がないと取れないというところでございでしたが、今回の改正で、8週プラス6月ということで、8か月の任用期間があれば取得できるというような形で改正がされたものでございます。そこから休養が取れるという形になりますので、雇用につきましては、その段階の中の前任期間と残りの期間というところで、継続できるという形になっております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 詳しくは担当の常任委員会でやるのですが、例えば8か月いかないでそういうことになった場合は駄目ということか。これあまりにもかわいそうではないかと思うのだけれども、どうなのかというのが1つ。

あともう一つは、この国の規定そのものが育児とかそういうものを両立支援のためということになっているのだけれども、正規の職員も含めて、佐渡市は残業が恒常的に多いと思っているのです、私は勝手に。市長は首を振っていますけれども、恒常的に残業が多いと思っている。そういう環境もしっかりやるべきというのが今回国の通達というか、通知です。そのような改善というはできていますか。この前の一般質問でも言いましたが、あるところの部署の職員が休んだけれども、やりくりができないような状況になっているというふうに私は認識をしているのだけれども、大丈夫ですか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

今回のものにつきましては、先ほども申しましたが、8週間と6か月が経過するという形で、やはり8か月というものがベースになりますので、その任期がないものにつきましては、該当にならないというこ

とでございます。

それから、時間外労働とかそういったような関係でございますけれども、部制をしいた中で各種その部の中で連携を取りながら実施しておるとというのが現状でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君の3回目の質疑を許します。

○18番（中川直美君） 市長が首を振っていたので、一応確認しておきますが、さっき言った育児や出産後のそういった者がそういう休暇を取得しやすい職場環境をつくれというのが大前提になっているのです。そういうのが今の総務部長の答弁だと、しっかりできているという認識でいいですね。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 全体的に協力し合えるようにできておりますし、これからもそのような形で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（近藤和義君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第62号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を終結します。

議案第63号 佐渡市企業版ふるさと納税基金条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） いろいろちょっと調べてみたところ、企業版のふるさと納税があって、基金を積み立てているというのは、そんなに多くないのかなという気がちょっとするのです。例えば有名なところでは、奨学金の返済の部分をそこに基金として入れているというのはあるのだけれども、今回規則を見ても、ありとあらゆることに使えることになっている、実質問題いろいろ言うのだけれども。言うまでもないのだけれども、企業版ふるさと納税というのは、地方創生の計画に充填するというのが制度の精神なのだけれども、これ何でこういうふうになったのか。企業として見ると、例えば世界遺産のために使うとか、女性活躍のために使ってくれたとかというほうが、私は企業だとするとやったほうにするといいのだ。例えば今年やったけれども、また基金にプールをしておいて、よく分からないけれども、何に使ったのだから分からないようになるというのは、ちょっと違うのではないかというふうに思うのだけれども、例えばいっぱい企業版のふるさと納税があるものだから、使い切れないくらいあるものだから、積み立てておいて何かに活用しようということなのか、どういうことなのかちょっと分からない背景が。

○議長（近藤和義君） 猪股企画財政部長。

○企画財政部長（猪股雄司君） 御説明いたします。

企業版ふるさと納税に関しましては、今までまち・ひと・しごと創生、そこの中のメニューで企業から寄附を受けております。今までのところだと、地方創生交付金のメニュー4つが大前提で行ってまいりました。昨年度からまち・ひと・しごと創生全ての事業について使えるという形になっております。企業のほうから、こういったことに使ってくださいと、一通りの目的つきの寄附としていただいております。その中で今まではいただいた金をその年度のところに充当していたという形を取らせていただいております。

す。このたび世界遺産の推薦、それと脱炭素、そういった形で寄附金が大きくなるというふうに期待しております。昨年度世界遺産推薦いただいた中では、1,000万円ほどの寄附をいただいております。これが大体3月末の企業の決算期に入ってくるのが現状でございます。そうなったときに、その年度に充当するという形で実施させていただいておりますが、なかなか充当し切れない場合がこの後出てくるのではないかとこのところがございます。今回基金については、一つのメニューでつくらせていただいております。ただ、企業のほうから世界遺産に使ってくれ、ほかのこの事業のプロジェクトに使ってくれというような希望を聞かせていただきまして、その中に充当するような形とさせていただきたいと思っております。条例上は、議員おっしゃったように、まち・ひと・しごと創生に計上してあります事業全てに使えるような形はなっておりますが、内部のほうでしっかり目的を持った活用をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、今後増えるであろうと思われる企業版のふるさと納税が年度末に多くなるから、プール先として置いておいて、もっと有効に使おうという意図だというふうに私は今理解をしたのだけれども、こういった形式でやっているところは全国にどこかありますか、あまり多くないような気がするのだけれども。それと、多分企業としては大体こういったところに使ってくださいということで、ふるさと納税の企業版やるのだけれども、個人のやつは返礼品ということになっていますが、企業の場合は、返礼品をやることは逆に企業に操られるというような形になるからやっては駄目だということになるのだけれども、企業はここに使ってくださいということと返礼品との関係は何か気をつけなければならないことがあるのではないのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（近藤和義君） 猪股企画財政部長。

○企画財政部長（猪股雄司君） 御説明いたします。

確かに基金を設定する企業、全ての自治体で行っているわけではございません。ただ、幾つかの企業の中では基金を設定しているところを伺っております。今回私どももかすみがうら市等々いろいろな意見交換をさせていただきまして、基金の使い方、そういったものも研究させていただいて、今回設定をさせていただいております。活用につきましては、先ほど中川議員おっしゃいましたように、当年度末にいただいたものについても、次年度継続している事業が多くございます。そういった中で活用させていただきたいというふうに考えております。

返礼品の関係でございますが、企業版ふるさと納税につきましては、返礼品は設定してございません。企業のほうが企業版ふるさと納税を実施することによりまして、税制の優遇が受けられるというところが一番のメリットになってございますので、そういったところをまた企業のほうといろいろな意見交換をさせていただきたいと思っております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君の3回目の質疑を許します。

○18番（中川直美君） 規則の第2条、4項目にわたっています。5項目は要りませんか。もちろん1から4項目まで、「ひとが集い、賑わい、安心して暮らせる」とか、抽象的な言葉ですから、何でも解釈して使えるようにはなっているのだけれども、その他この規則でいうのならば、まち・ひと・しごと創生に関連する事業とかというふうにやっぱり入れておかななくていいものなのでしょうか。

○議長（近藤和義君） 猪股企画財政部長。

○企画財政部長（猪股雄司君） 御説明いたします。

こちらの施行規則の案の中で4つのメニューといいますか、活用できる事業を記入させていただいておりますが、この4つにつきましては、まち・ひと・しごと創生の基本目標、大きな基本目標4つございます。そちらのほうを記載させていただいております。原則まち・ひと・しごと創生が全て地域再生計画として認定されておりますので、そこに載っている事業というのが大前提となりますので、こういった記入とさせていただきます。

○議長（近藤和義君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第63号 佐渡市企業版ふるさと納税基金条例の制定についての質疑を終結いたします。

議案第64号 佐渡市地域医療基金条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第64号 佐渡市地域医療基金条例の制定についての質疑を終結いたします。

議案第65号 佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 担当常任委員会でもないのに、ちょっと詳しく教えてください。

今までの実績に、今までいなかった分を外すということなのだろうけれども、佐渡の場合は介護、医療全ての分野で人材が不足をしているというふうに思うのだけれども、今まではこれこれこうで、こんなところがなくてというのをもうちょっと教えてください。どのぐらいの実績なのか、全くなかったのかも含めて。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） これまでの実績について御説明いたします。

これ佐渡市に合併して以降、卒業した方でちょっと実績を押さえております。職種別にいくと、この対象者の薬剤師、総数として4名の方がこの奨学金を借りて卒業しましたが、4名とも島外での就職になっております。それから理学療法士6名に対して、島内で就職できた方が2名、島内に就職先がなく島外就職が4名、それから作業療法士については該当者はありません。また、臨床検査技師1名の方が卒業されましたが、島外での就職、それから放射線技師、こちらにつきましては2名の卒業者がいますが、1名は佐渡で就職がありましたが、1名の方については、佐渡で就職がなく島外の就職、看護師等の看護職、ここにつきましては42名の方が奨学金を借りて卒業したうち、島内で就職していただいた方が23名、島外の病院等で就職された方が19名ということで、看護職については島内での実績があります。その他の職種については、大変申し訳ありません、あまり佐渡での就職に結びつかなかったということでございます。

○議長（近藤和義君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第65号 佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を終結いたします。

議案第66号 佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第66号 佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を終結いたします。

議案第67号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての質疑に入ります。本案の質疑は、歳入歳出別として、歳出については、適宜分割して行います。

それでは、本案の歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

本案の歳入に関する質疑を終結いたします。

本案の歳出に関する質疑に入ります。1款議会費及び2款総務費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

1款議会費及び2款総務費についての質疑を終結いたします。

3款民生費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

3款民生費についての質疑を終結いたします。

4款衛生費及び5款労働費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

4款衛生費及び5款労働費についての質疑を終結いたします。

6款農林水産業費及び7款商工費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

北啓君。

○7番（北 啓君） 商工費についてお尋ねします。

43ページ、プレミアムどこでも商品券と忘・新年会応援券の発行の予算があつて、物価高騰やそのコロナ禍での生活における経済対策として効果はあるとは思いますが、前回のプレミアム商品券のときに、ウェブ申込みがなく、例えばファクスやメールでの申込みもなかったのですけれども、そういったこともあつてか、申込み自体が落ち込んでいたと記憶しておりますが、今回そういった申込みはできるのか、どのような形式を考えているか、説明を求めます。

○議長（近藤和義君） 石田地域振興部長。

○地域振興部長（石田友紀君） 御説明いたします。

北議員のほうからも御指摘いただいておりますとおり、前回のプレミアム商品券につきましては、ウェブの申込みというところが事務手続上、ちょっと期間の問題もございまして、行っておりませんでした。ただ、前回の反省も踏まえまして、今回の申込みにつきましては、ウェブ等の申込みというところも検討しているところでございます。

○議長（近藤和義君） 北啓君。

○7番（北 啓君） 検討だけではなくぜひ実施していただきたいと思っております。9月定例会に年末へ向けた補正予算を組むこと自体、早めの予算づけで大変評価できますが、やっぱり経済対策として、不用残を残すようでは駄目だと思っております。現在第7波のように、コロナの感染がやっぱりピークになると、市民の外出がやっぱり一気に減ってしまうと、私見ていて思っております。そういったピークに達したときに、例えばテークアウトを進めるとか、それもある程度民間事業者と事前に相談していないと、いきなりピークになって、お店でしか使えないとなると、民間事業者も経済対策にならないと思うので、そういったのをぜひ市のほうからアドバイスして、民間事業者と一緒に取り組んでいただきたいと思っておりますが、その辺はどうされていますでしょうか。

○議長（近藤和義君） 石田地域振興部長。

○地域振興部長（石田友紀君） 御説明いたします。

実際今後のコロナの情勢等も考慮しますと、テークアウトというところも活用できないと問題があるかと思しますので、その点につきましては事業者とも相談をしながら進めたいと思います。

○議長（近藤和義君） 稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） 同じ項目に対する質疑ですけれども、商品券と忘新年会の応援券の発行事業に関する質疑なのですが、今回本当にオミクロン株が蔓延することにより、市内の人の動きがかなり止まっている。これ忘新年会の応援券はホテル関係の支援ということのように見えるのですが、本来市内の飲食店は、非常に困っているという状況にあるのを耳にしておりますが、その辺についてやはりもう少し耳を傾けて支援をするべきではないかというふうに思いますが、それに対しまして、この忘新年会等の応援券というのは、どうもホテル向けというような感じに取れますが、その辺は柔軟な対応をされたらいかかというふうに思いますが、その辺についてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（近藤和義君） 石田地域振興部長。

○地域振興部長（石田友紀君） 御説明いたします。

今回の忘・新年会応援券につきまして、地域振興部といたしましては、どちらかというとやはり飲食のほうを念頭に置いた支援策となっておりますので、今後も飲食店等につきましては、耳を傾けながら進めていきたいと思っております。

○議長（近藤和義君） 広瀬大海君。

○9番（広瀬大海君） すみません、同じページなのですが、ちょっと視点を変えまして、飲食に関しては、今後新潟県のほうもGo To イートが早ければ10月から始まるということになっております。また、今観光関係も県民割をやっておりますが、今度全国旅行支援ということで、これも早ければ9月と

いうのではないかもしれないですけども、10月ぐらいから始まる可能性があるという中で、今までもG o T o トラベルで、佐渡市と国の施策が並行して動いたことによって、佐渡市は例えば観光に対する固定費というか、委託費の固定費だけが支出になり、集客がほとんどなかったみたいなことだったりですとか、さっきのG o T o イートの新潟県版が始まる中で、そっちのほう、県の予算をうまく使ってもらいたいだけでも、県のほうはあまり佐渡では使わなくて、佐渡市のほうばかりお金が出ていってしまうみたいな、ちょっとバランスがうまく取れなかったというケースが今まであるのですけれども、その辺りをどういうふうに考えているのかお聞かせください。

○議長（近藤和義君） 石田地域振興部長。

○地域振興部長（石田友紀君） 御説明申し上げます。

県のG o T o イートにつきましては、10月からというふうに伺っております、我々佐渡市のほうは、11月の下旬以降を予定しておりますので、時期的にはかぶらないのかなと思っております。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

旅行支援につきましては、今回の補正予算で宿泊者特典クーポン発行事業ということで、計上もさせていただきました。これにつきましては、10月の下旬から実施のほうをさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。今後国の動き等が明らかになりましたら、どのような形で連携するのかということも精査をしまして、今のところはこの10月下旬から始めさせていただきたいということで計上のほうさせていただいております。

○議長（近藤和義君） 広瀬大海君。

○9番（広瀬大海君） まず、飲食店のほうなのですけれども、両方1月いっぱいまで、佐渡市のほうもそうですし、新潟県のG o T o イートのほうも1月いっぱいというような予定で今進んでいますので、先ほど言いましたようにかぶってしまうのです。そのところをどういうふうに市民側としても考えればいいのかといったところも、もう一度説明いただきたい。あと観光のほうなのですけれども、例えばいろいろほかの自治体、県内のほかの自治体、新聞とか、広告とか見ると、県民割とその自治体のものを併用、両方使えますよみたいな、そういう告知をしているところも結構あったように思われるのですが、その辺りをどういうふうに、佐渡市としても今回全国旅行支援が始まったときに、どういうような形で進めていく予定なのかといったところも説明お願いしたいです。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 飲食店につきましては、県のほうがやるというのは当然承知した上でございます。県も事業によって、一応やるとは言っていますけれども、財源の問題もあり、そして中身の問題もあり、我々としてはこれからの議論になりますが、使いやすい形でできる限り市民の皆様にも二重でも使っていただくというのが飲食店の考え方でございます。予算上必要であれば、例えばG o T o イートも全部認めてしまうということで、市民の皆さんがより多くの飲食店に使っていただける、そのようなことを県の事業とうまく合わせながら、県の不足の分をしっかりとカバーしていくところをこれからも議論しながら進めていくというところで、県が始まった後に行う。そして、忘新年会という今まで全く動きがなかったところをより使いやすく強化していくということが非常に経済効果としても高い。これはホテルだ

けではなくて、通常のお店にも結構大きな効果があるということで、できる限り県の事業よりも使いやすい形も含めて、うちの予算がなくなったら県のをどんどん使ってねということもありだと思っていますし、県に足りないものを併せていくというのもありだと思えます。そこはしっかりと県の事業と併せながら、再度事業実施までに詳細を事業者と詰めていくということが大事だというふうに思っております。ただ、今予算化していかないと準備が間に合わないということで、まず佐渡市としては、これを強化したいというところで上げさせていただいておりますので、基本ルールをしっかりとつくりながら、その中でも県とはうまく地域で利用できるように考えてまいります。

観光につきましては、基本的に原則G o T o イートみたいな大きなものが動けば、それを優先にさせていただくというふうに考えておるところでございますので、あくまでも乗せられるものと乗せられないもの、要は国、県の事業に我々が乗せられるもの、それは国と県の事業費が一体幾らになって、それ以上プラスしたほうが効果的なのか、それともそれは多過ぎるのかという判断が必要になりますので、現段階ではどちらかという、今回の観光対策につきましては、島外から来られる方の燃油サーチャージ等で船も高くなるという視点から、ポイント等を使えるようにということになっておりますので、今後につきましては、本当にG o T o トラベルみたいなものが新たに出るのかどうか含めて、今「使っ得！にいがた県民割キャンペーン」が一応9月30日までということになっておりますので、「使っ得！にいがた県民割キャンペーン」程度の補助があれば、上乘せは要らないのではないかなというふうにも考えておるところでございますので、その辺はうまく宿泊と先ほど申した飲食、そういうものを組み合わせて使えるようにするとか、様々あると思えますので、これはこれからの国、県の事業の動きに合わせて、市の単独費はうまく弾力的に運用するという考え方が必要だというふうに考えております。

○議長（近藤和義君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費及び7 款商工費についての質疑を終結いたします。

最後に、8 款土木費から10 款教育費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

8 款土木費から10 款教育費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第67号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を終結いたします。

議案第68号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第68号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を終結いたします。

議案第69号 令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第69号 令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を終結いたします。

議案第70号 令和4年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第70号 令和4年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を終結いたします。

議案第71号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第71号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）についての質疑を終結いたします。

議案第72号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第72号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）についての質疑を終結いたします。

議案第73号 令和4年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 予算書の11ページのところを見ながら質疑したいと思います。

今回両津文化会館解体工事増ということで、9,000万円の予算が計上されているのですが、こちらの概要のところを見ますと、アスベスト等の除去工事等による工事増ということであります。ちょっと内容、中身分からないのですが、恐らくほとんどアスベスト除去工事の費用ではないかなというふうに私は推測するのですが、そこで質疑なのです。この時期になって、終わりの直前になってなぜこれが出てきたのかというところが疑問でして、当然その築年数、それから図面、実施設計の段階でこういったそのアスベストがアロウポイントというのは分かるはずではないかなと思うのです。その段階のときにきちんと補正予算として計上しておくべき話ではないかなと思うのですが、この状況です。工事を進めていく中で、ないと思っていたところの天井裏に吹きつけのアスベストがいきなり出てきたからやらないといけないというそういう話だったのか、その状況について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（近藤和義君） 伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） 御説明いたします。

今回の補正の内容につきましては、両津文化会館の床下、客席の下のところにアスベストが発見された

という形で、しかも土、石と地面とも混じり合っている状態ということで、通常工事の工程の中でこういうところにアスベストがあることは全く想定できませんでした。解体を進めていく中で、では次はというところで調べたらあると。あったのでより精査をしていく中で、こういう金額が積み上がりました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 床下に出てきたということで、それがアスベストだとよく分かったなというふうに思うのですけれども、そこら辺は所管の常任委員会のところでもっと詰めて聞いてもらいたいというところではありますが、こちら両津文化会館の解体工事がそもそも合併特例債を使っていた案件なのかなというふうに思ったのですけれども、違うのであればいいです。やめておきます。

○議長（近藤和義君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第73号 令和4年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）についての質疑を終結いたします。

議案第74号 令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第74号 令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を終結いたします。

議案第75号 令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第75号 令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を終結いたします。

これより議案第76号 令和3年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

本案の質疑は、歳入歳出別とし、歳出については適宜分割して行います。

それでは、本案の歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 令和3年度佐渡市各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書のこちら4ページの部分を見て質疑したいと思います。

財政分析のところではありますが、中ほどの臨時財政対策債というものがあまして、こちらが令和3年度は前年度に比べて1億5,400万円強増えているような状況であります。今年度の補正予算のところでも3,000万円ほど臨時財政対策債というのは計上されているのですが、将来的には臨時財政対策債は、計画として徐々に使わないというか、減らしていく方向にあるとは思うのですけれども、ここの令和3年度でこの1億5,000万円使っていくその理由、そこの部分これではないと駄目だというその理由、臨時財政対策債の問題としては、利子を含む償還金の部分で、地方自治体に対する負担が大きいという、そういう議論もあるものですから、そこの部分どういう理由でこれが増えたのかなと、そこの部分説明いただきたい

のですが、お願いします。

○議長（近藤和義君） 平山企画財政部副部長。

○企画財政部副部長（兼財政課長）（平山栄祐君） 御説明いたします。

まず、臨時財政対策債ですけれども、臨時財政対策債というのは、あくまで交付税を払う中で、国の税収で足りない部分、国は国税の法定率分を交付税の原資としますが、この原資に足りない部分、これは国と地方折半で、地方については臨時財政対策債を借りるという仕組みですので、令和3年度なぜ増えたかということ、やはりコロナ禍の中で、令和3年度国は地方財政計画の中で、税収が落ちるといふふうに見立てたものですから、そうすると交付税原資のほうは少なくなります。そうすると、必然的に臨時財政対策債に頼らなければいけないという状況があり、そういう増の状況になっております。令和4年度につきましては、令和3年度はそう当初見立てたのですが、ただ全国的にそんなに減収にはならなかったというところを踏まえて、令和4年度のほうはでは臨時財政対策債に頼らない、税収があるので頼らない体制、これはもちろん地方のほうも要望しておりますので、そういったところで税収が上がって臨時財政対策債が少なくなるというような状況になっているということです。令和4年度増になってはいますが、もともと当初金額を相当減にしておりますので、ちょっと端数が上がったというだけのところになります。償還については、確かに臨時財政対策債は借金して返していくという制度なのですが、基本的には基準財政需要額、毎年の償還分は100%基準財政需要額のほうで見ていただいておりますというような仕組みになっております。

○議長（近藤和義君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 分かりました。

もう一つ別の部分の質疑で、同じ資料の今度は11ページのところなのですが、歳入に関わるというところで、市税の不納欠損額の推移というところでありまして。こちらの令和3年度の固定資産税の額が跳ね上がっております。詳しい決算関連資料がメールで来ているのですけれども、令和3年の前の令和2年度は、固定資産の関係は1,015件あって、金額的には1,288万2,000円というところでした。それが令和3年度については、件数的に1,428件、約400件増えております。額として1億2,723万4,000円ということで、10倍ほど金額が上がっております。この理由というのがどういったところにあったのか、かつ聞きたいのは、その判断基準が適正だったのかどうかということ、もちろんコロナ関係で固定資産の猶予の措置があったのかなというふうに思うのですけれども、それにしてもこの10倍というのは、かなり異常な数字かなというふうに思うので、そこの部分についてのきちんとした説明をお願いしたいと思っております。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） ただいまの固定資産税の部分ですけれども、通常のこれまでと同じようなものは変わらないのですが、1つ大口がございまして、以前に廃業したホテルで、これまで固定資産税を賦課してございましたけれども、もう納付の見込みがない、これはもう法的に年数がたっておりますので、法定期間が過ぎたということで、不納欠損処理をしております。これが約1億円の不納欠損額ということになりますので、個々の事例のものではなくて、その一つの案件について金額が跳ね上がっているということでございます。

○議長（近藤和義君） 後藤勇典君。

- 6番（後藤勇典君） では、確認なのですけれども、過去のものが不納欠損になったということなので、特にコロナとはあまり関係ないという理解でよろしいですか。
- 議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。
- 市民生活部長（金子 聡君） 固定資産税のこれについては、コロナの影響は考えておりませんので、あくまでも大口のホテルの廃業に伴ったものの不納欠損であります。
- 議長（近藤和義君） ほかに質疑ありますか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。
- 本案の歳入に関する質疑を終結いたします。
- 次に、本案の歳出に関する質疑に入ります。
- 1 款議会費から3 款民生費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。
- 中川直美君。
- 18番（中川直美君） ここで聞いておきます。昨年度議会改革等特別委員会もありまして、決算から予算へということで、しっかり早めに決算をやって予算に反映してもらおうということで、指摘事項があったというふうに思うのですが、そういう意味でお尋ねをするのですが、内部統制的な指摘事項では、費用対効果の検証が十分されていないまま継続している。慣例による継続事業、事業目的を逸脱した補助金支出などを監査が指摘をしているのですが、さらに法令や契約に沿った事務処理の部分というのは、どのように見直されましたか。これが昨年度の決算審査の意見です。
- 2 つ目、もう一つは時間外労働のことにも触れていますが、財産管理の在り方について、横断的に早急に計画を定めてやりたいということが昨年度の決算審査の意見でした。さらに、一者随意契約の在り方については、ちょっと多いのではないかとということで指摘をしておりますが、その辺はどのように改善されましたか。これは内部統制という意味で、総務部長なのか、企画財政部長なのか、聞いておきます。
- 議長（近藤和義君） 中川総務部長。
- 総務部長（中川 宏君） お答えします。
- 決算審査で指摘していただいた事項等につきましては、総務部、それから企画財政部と聞き取りをしまして、関係部署等で改善するような形で、指導を申し上げております。それにつきましては、当初予算のほうにも反映されているものと思っております。
- 議長（近藤和義君） 中川直美君。
- 18番（中川直美君） いやいや、さっき言った議会としては、決算審査が予算に活かされるようにということでやったわけだから、何かすごく曖昧な答弁なのだけれども、あまり議会の言うことは聞かないというのだったら決算審査自体やめればいいだけの話なのだけれども、では随意契約についてはどうですか。随意契約については、委託料の問題も公平性の観点からもっと一般競争入札を行うべきではないか、あるいは一者見積りが多過ぎるのではないかとというのが毎年指摘をされているので、これは具体的にどうふう改善されましたか。
- 議長（近藤和義君） 平山企画財政部副部長。
- 企画財政部副部長（兼財政課長）（平山栄祐君） 御説明します。

随意契約につきましては、昨年度に決算審査のほうの指摘を受けまして、当初予算編成の中で、委託料の中身、昨年度そういった部分であったもの等々を確認等するような形で進めておりました。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 全体を統率している総務部長になるのだろうけれども、もし決算審査について書いてある中身が分からないというのだったら、決算審査の特別委員会だか何だかのときに、やっぱりしっかり聞いていただいて、参考にできるところは予算に反映すべきだと思うけれども、よく理解をしていますか、総務部長。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

理解をしておるつもりでございますが、至らない部分はまた御指導いただきたいと思っております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今の関連ですが、一者見積りの随意契約は確認していると。確認した結果は、減っているというふうに理解していいですか。本年度に改善されているのか、確認されたことが改善されているのか、聞かせてください。

○議長（近藤和義君） 平山企画財政部副部長。

○企画財政部副部長（兼財政課長）（平山栄祐君） 御説明いたします。

予算編成の段階で、財政課の担当と各要求する側と確認するような形で進めておったということでございます。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） すみません、私ちょっと理解が悪いので。確認したというのは、改善が見られたという評価なのかをお聞きしたいのです。お願いします。

○議長（近藤和義君） 平山企画財政部副部長。

○企画財政部副部長（兼財政課長）（平山栄祐君） 御説明いたします。

随意契約が必ずしも駄目だというわけでもありませんので、いいのか悪いのかというところを担当と所管課のほうで話しさせていただいたというところであります。

○議長（近藤和義君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費から 3 款民生費までについての質疑を終結いたします。

4 款衛生費から 6 款農林水産業費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

4 款衛生費から 6 款農林水産業費までについての質疑を終結いたします。

7 款商工費から 9 款消防費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

7 款商工費から 9 款消防費までについての質疑を終結いたします。

10 款教育費から 14 款予備費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

10 款教育費から 14 款予備費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第 76 号 令和 3 年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

議案第 77 号 令和 3 年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第 77 号 令和 3 年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

議案第 78 号 令和 3 年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第 78 号 令和 3 年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

議案第 79 号 令和 3 年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第 79 号 令和 3 年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出の決算の認定についての質疑を終結いたします。

議案第 80 号 令和 3 年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第 80 号 令和 3 年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

議案第 81 号 令和 3 年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第 81 号 令和 3 年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

議案第82号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第82号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

議案第83号 令和3年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第83号 令和3年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

議案第84号 令和3年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第84号 令和3年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

議案第85号 令和3年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第85号 令和3年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

議案第86号 令和3年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第86号 令和3年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

議案第87号 令和3年度佐渡市病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第87号 令和3年度佐渡市病院事業会計決算の認定についての質疑を終結いたします。

議案第88号 令和3年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。質疑はありません

か。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 代表監査委員も来ていらっしゃるの、監査の意見の中で、過去5年間の本市の水道事業に関わる料金回収率はおおむね70%で、県平均が101%。ところが、今年度著しく低くなっているということなわけです。これどういうことが原因なのかと、この後の下水道会計のところに行きますと、水道を使って出すというのは同じですから、下水道のところでは、水洗化率が上昇したにもかかわらず、有収率が云々ということで、関わるようなこともちょっと述べているのだけれども、具体的にはこれどういうことなのでしょうかとというのが1つ。

2つ目は、せっかく代表監査委員が来てくれているのですが、このように言っています。平成23年度以降料金回収率の改善となる料金改定は行われていないというふうに述べています。つまり料金改定だから、下げると意味なのか、上げると回収率は、私は悪くなるというふうに思うのだけれども、これどういうことを言っているのかちょっと教えていただきたい。

○議長（近藤和義君） 森川上下水道課長。

○上下水道課長（森川浩行君） 御説明いたします。

中川議員、料金回収率のお話でしたでしょうか。料金回収率につきましては、料金を据置き状態で、料金改定しておりませんので、人口が減少して料金収入が減少しているという状況がございます。そういったことで、料金回収率については、低くとどまっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 料金回収率は代表監査委員に質疑をしていますか。

もう一度質疑をしてください。ちょっと分かりにくかった。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 70%で、県平均いろいろなものと比べて、料金回収だから水道料金がもらえないというわけです。なぜそんなに低いのかということ聞いたのだ。ところが、これを改善するには、監査委員の意見では、料金回収率の改善は料金改定、値上げしたほうがよくなるというのだから、ちょっと違うのではないかと、ちょっとこの意味を教えてください。

○議長（近藤和義君） 暫時休憩します。

午前11時58分 休憩

午前11時59分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません。ちょっと細かい数字は別なのですが、基本的な考え方として、その7割というのは、水道の運営経費を市民の皆様からいただく料金で割り崩すと、料金は7割ぐらいまでしか、収入に対して経費の割合が市民の皆様からいただく料金が大体経費に対して7割ぐらいですよ。よその市町村は、いただくその料金に対して、大体それで経費を賄っていますよ。ですから、率が100%になりますということ、内容的にはそういうことでございます。ですので、申し上げたように、ただうちは

今でも料金が比較的高いというところは現状でございます。それは、やはり多くの簡易水道、多くの上水道施設、それがやはり広くて、広い割には密度が低い、そのために佐渡中に水道網を張り巡らさなければいけないというこの地形上の問題もあります。そしてまた、佐渡は比較的上水道設備がしっかりできていたことから、それが今ちょうど代替期、古くなってきて、やっぱりそのコストもかかるという、そういうものもでございます。そういう点でございますので、監査委員からは料金の値上げによって、この7割を少し上げるべきだろうというところの御指摘をいただいておりますが、我々としては今コロナ禍もあり、今後のことも踏まえながら、全体像として考えなければいけないというふうに水道事業については考えているという状況でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 分かりました。要は、原価に対してどうということをするのだ。この前の監査委員の方も料金改定をしろみたいなことが監査委員の意見につけてあったのだけれども、言うまでもなく市長が言うとおりの、もともと旧町村時代からダムを持っているところ以外は、本当に給水原価割れをしてやっている状況があるわけで、そうするとこの監査委員の意見については、市長は今コロナ禍もあるし、こういう状況なので考えていないという理解でよろしいですか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） いつまでもあまりに負担が大きいというのも問題がありますので、様々な状況も踏まえて考えなければいけないと思っておりますが、現段階においては、その監査委員の指摘も受けて、しっかりと経済状況も踏まえて検討しなければならない段階であるというふうに考えておるところでございます。

○議長（近藤和義君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） お願いします。昨年度の決算の監査委員の意見書の結びのところと同じことが今年度も書いてあるわけです。箇所はやっぱり貸倒引当金の計算の参入なのです。ここも令和2年度のときに、この監査委員の結びのところでは指摘を受けております。議会の指摘でも、この部分の貸倒引当金の計上について、きちんとやるようにというような指摘をしたのですが、今年度の結びの15ページにも同様のことが書かれております。これは指摘をしても改善できないのか、そこだけお答えください。

○議長（近藤和義君） 森川上下水道課長。

○上下水道課長（森川浩行君） 御説明申し上げます。

貸倒引当金の計上につきましては、債権者の返済能力等を考えて計上しているところであります。再度代表監査委員から御指摘を受けることになってしまいましたので、この先しっかりと貸倒引当金の計上については、基準を策定して計上していきたいというふうに考えております。

○議長（近藤和義君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 今日しか聞けないものですから、代表監査委員にお聞きしたいのですが、今回の貸倒引当金の計上の仕方は、これ標準に定められている引当金の計上の方法で間違いはないか、教えていただけますか。貸倒引当金の計上の基準が佐渡市のこの指摘ありますけれども、間違いなくこういう形で、これは落ち度があるのかなのかということだけお答えください。

○議長（近藤和義君） 渡部代表監査委員。

○代表監査委員（渡部直樹君） お答えします。

今ほど上下水道課長からお話もありましたように、貸倒引当金の計上の基準につきましては、佐渡市としては明確な基準がないというふうな形で認識をしております。今会計上の部分でいえば、企業会計を基にそういった部分の引き当てを計上するというのが一般的なのですけれども、その辺をいろいろと今まで監査の中で引当金というふうな形で申し上げてきたものですから、もう少し今回は踏み込んで、佐渡市自体でも基準を設けたらいいのかなと、それによって透明性と公平性が図られるのではないのかなということで、さらに今年度も意見させていただきましたので、来年度の決算にはきれいになっていると期待しております。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 以上で議案第88号 令和3年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての質疑を終結いたします。

12時過ぎましたが、あと一つ、議案第89号の質疑を受けます。

議案第89号 令和3年度佐渡市下水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第89号 令和3年度佐渡市下水道事業会計決算の認定についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第89号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第6 請願第2号、請願第3号、陳情第3号、陳情第6号及び陳情第7号

○議長（近藤和義君） 日程第6、請願第2号、請願第3号、陳情第3号、陳情第6号、陳情第7号についてを一括議題といたします。

本案についてはお手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（近藤和義君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、14日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 0時07分 散会